

第2回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録		
開催日時	平成28年6月29日（水）9時30分～12時00分	
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 第2研修室	
議 題	1 開会 2 案件 （1）協働政策提案制度について （2）地域自治協議会について （3）その他 3 閉会	
出席者	委 員	伊藤 俊子 委員、澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、 中川 直子 委員、金野 秀一 委員、福尾 和子 委員、 室 雅博 委員、渡邊 新一 委員、中川 幾郎 委員【計9人出席】
	事務局	澤野井市民活動部長、松田市民活動部次長、 矢倉協働推進課長、園部地域活動推進課長、 鈴木地域教育課長、事務局（協働推進課まちづくり推進係）
開催形態	公開（傍聴人4人、報道関係者0人）	
決定事項	特になし。	
担 当 課	市民活動部 協働推進課	
議事の内容		
1 開会		
2 案件		
（1）協働政策提案制度について 事務局より資料1～4について説明。 NPO政策の一環として、協働政策提案制度のフレームや制度設計を定めていきたいと考えている。平成21年度まで本市で実施してきた市民企画事業の反省を踏まえ、制度の目的や主旨、制度面についても議論願いたい。これらの根幹となるNPO政策についても、今秋には提言いただきたいのでご審議願いたい。		
● 主な意見・質問は以下の通り。		
・ かつての提案制度について行ったことを改めて総括して事務局よりお話しいただきたい。（室委員） ⇒平成19～21年度市民企画事業という提案制度を行っていたが、予算取りが担当課じゃなく所管課である市民参画課（現、協働推進課）であったため、事業担当課に浸透しなかった。市民企画事業の基金はあったが、枠組みだけで充当する予算がなく、事業の実施に混乱を招いた。この二つが反省点である。（事務局） ⇒ひとつの課の事業としては市民参画課では窺い知れない額だったため、各担当課に委託した形でまち転害門案内所などの事業を複数行うことができた。今まで観光地ではなかったところがにぎわっているように思う。規模の縮小等はあるがいろんな事業に発展してうまく昇華したように思っている。この事業自体は悪くはなかったが金額が大きくなったことで、担当で全てを賄うことができなかった。担当課が提案をひとつの課の事業としたと記憶している。（渡邊委員）		
・ 政令市の提案制度一覧の事例が古いが全国の最近の状況はどうか。（室委員） ⇒平成22、23年当時は全国的に地域自治体で提案制度がかなり普及していた。以降平成26、27年、継続されている自治体は挙げさせていただいた。その他、縮小されているところもある。新規事業の導入については、財政上どこの自治体も厳しいのではないかと。資料からこのように推察される。（事務局）		
・ NPOだけでなく、企業にも参加してもらおうということで話が進んでいたはず。（室委員） ⇒委託という形で民間企業との協働は以前から行われている。民間企業に変わるNPOとの協働の余地はあるのかを検討する必要がある。（中川幾委員）		

- ・行政もNPO側も協働=事業と決めつけすぎている。協働というといきなり事業協働をイメージしがちだが、それ以前のプロセス（意思形成過程、政策決定過程、実行過程、評価修正過程）にも協働できることはある。四つのプロセスのどの段階にも入っているのが協働の本来の意味であり、プロセスを分けることによってすべての市民に門戸が開かれる。（中川幾委員）
- ・事業化された時に委託事業、補助金事業、経費負担事業になるのか構造整理をすることによって、責任の所在が行政側にあるのか、NPOや市民側にあるのか明確になるという意味で、協働事業の着地点を考えることも必要である。（中川幾委員）
- ・財源がないのであれば、あえて新たな事業をするよりは現状の課題を上げて、それに対していろんな方法を考えるしかないのではないかと。（中川直委員）
- ・行政は単年度予算であるから年度内に募集消化は難しいとなると、事前調整を大事にする必要がある。そして場合によっては、翌年度に予算要求予算確保というやり方もあると思う。（室委員）
- ・資料2-2の自由テーマ型のメリット欄に行政が見落としている地域課題を発掘し解決に繋ぐことができるとある。自由テーマ型を採用するのであれば、行政がそういうものをくまなく見て、ヒアリングすることがとても大事である。（福尾委員）
- ・自由提案もテーマ型も双方採用すべきだと思う。（中川幾委員）
- ・予算措置ではなく市民公益活動助成基金を使う方法もある。ふるさと納税の使途として基金を選んでもらい、集まった寄付金は担当部局に渡す。そういう仕組みを開発されたらどうか。（中川幾委員）

（２）地域自治協議会について

①事務局より資料5について説明。

今年3月の市議会での「地域自治協議会」の質問と市からの答弁内容を記している。結果的には、市議会の承認を得られなかった。については、改めて当審議会から地域コミュニティのあり方や地域自治協議会の必要性についてのご意見を頂きたい。

● 主な意見・質問は以下の通り。

- ・条例及び予算が否決されたのは、市議会及び市民に対する説明が足りなかったのでは。地域自治協議会がなぜ必要か等、背景の説明をもっとすべき。（全体）
- ・市民への周知不足で否決されたとのことだが、市民に周知するためにも、先行地域から地域自治協議会を設立していくべきでは。（中川直委員）

②事務局より資料6について説明。

今年度から地域自治協議会のモデル地区として試行的に取り組むためのガイドラインの章立てである。まだまだ、人的な協働、財政的な協働、その他の協働といった詳細が固まっていない。これらについては、モデル地区運営の現場から、課題や問題点を抽出して頂き、それを庁内関係部署で議論検討を行い、地域、庁内及びこの審議会の場で協議を重ねてガイドラインを策定していきたいと考えている。まだ素案ではあるが、参考資料として配布させて頂いた。このガイドラインについてご意見をいただきたい。

● 主な意見・質問は以下の通り。

- ・地域自治協議会がなぜ必要か等も載せるべき。国土交通省の『「小さな拠点」づくりガイドブック概要版』を参考にしてほしい。（室委員）
- ・地域別のデータも載せる必要がある。（金野委員）
- ・地域自治協議会は課題解決型なのか。それとも、未来創造型なのか。（金野委員）
⇒地域によって変わってくる。まず課題を解決し、それから未来をつくっていくという順番になる。（中川幾委員）
- ・庁内の受け入れ態勢について触れられていないが、窓口等はどこになるのか。（金野委員）
⇒このガイドラインはまだ素案の状態である。庁内の受け入れ態勢についてはこれから議論していく。（澤野井部長）

- ・地域自治協議会が設立された後、団体ごとの独自性が担保されるのかが不安である。(伊藤委員)

(3) その他

- 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画・実施計画について、以下の意見があった。
- ・協働事業 96 事業の中に似ている事業があるが整理はどのようにするのか？(澤井会長)
- ・事業評価総括表の評価はどこが評価しているのか。一方的に評価されるのはおかしいのでは。また、評価の基準はどうなっているのか？(福尾委員)
⇒担当課が評価しており、評価の基準も担当課に任せている。(事務局)
- ・No. 77、79の事業が委託事業、補助金事業、経費負担事業のどれに当てはまるのか教えていただきたい。(渡邊委員)
⇒確認しておく。(事務局)
- ・協働事業のピックアップにバラツキある。たとえ行政における管理運営事項に関わる業務であっても参画の余地はあると思う。だから例外はないという原則で行政内部の啓発は徹底してほしい。(中川幾委員)

①事務局より参考資料 2-1～2-3 について説明。

平成 27 年事業評価総括表、事業評価、平成 28 年度実施計画を配布している。かなりの分量になっており、この場で協議して頂く時間がない。ご意見等を 7 月 8 日(金)までにメール、FAX、お電話等で頂けますようお願いする。その結果を整理し、次回の審議会に提示させて頂く予定である。

②次回の審議会日程について

⇒7 月 27 日(水) 13 時から。場所は追って連絡する。

3 閉会

以上